

令和6年度環境保全活動支援助成金応募案内

「いしかわの環境保全活動を応援します」

公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議では、営利を目的としない民間の団体が行う環境保全活動に対し、活動資金の助成を行います。

◆応募締め切り 令和6年6月14日(金)

◆対象団体

自発的かつ継続的に環境保全に関する活動を行う団体(任意団体も含まれます)で、県内に活動の本拠としての事務所を置き、県内において活動する団体を対象にします。

◆対象活動の期間

令和6年度に実施を計画している活動に対して、助成を行います。

(この募集以前からすでに実施している、令和6年度の活動についても応募することができます。)

◆対象分野

環境保全に関する「実践活動」、「普及啓発活動」並びに「調査・研究活動」

※具体的な環境保全活動の例示を参照ください。

◆助成の種類及び採択数

①スタートアップ助成：採択金額は、予算の範囲内で行います。

新たに設立された又は設立後3年未満の団体が行う活動で、助成額は7万5千円を限度とします。

(助成金額は、対象経費の10分の10以内です。)

②ステップアップ助成：採択金額は、予算の範囲内で行います。

設立後3年以上の団体が行う活動で、助成額は15万円を限度とします。(助成金額は、対象経費の2分の1以内となります。)

なお、採択回数は1団体1回です。(ただし、昨年までに環境保全活動が採択されている団体であっても、申請内容が新たな活動プログラムと認められる場合は採択の対象となります。)

ただし、上記により、2年連続でこの助成金(スタートアップ助成を除く)を受けた団体は、その後1年間この助成金を受けとることができません。

◆助成対象経費

事業費を対象とします。

* 団体の運営・管理に使用する費用(事務用機器等の什器・備品購入費、事務所の賃借料・光熱水費・電話代等)、人件費、食糧費(講師等に対するものは除く。)は、対象外となります。

費用	助成対象経費の内訳	説明
謝金	講師等の謝金 * 外部から講師(有識者)等を招聘する場合の謝金(講演費) * 申請団体の謝金等の規程に従う。ただし、1回あたり40,000円(非課税)を上限とする。	○申請団体の構成員に対する講師謝金は、対象としない。

旅 費	講師等旅費、申請団体の構成員等旅費 * 申請団体の旅費規程に従う。	○旅費の規程等がない場合は、交通費、宿泊費(朝食代含む。)の実費を原則とする。 ○申請団体の構成員の車両を使用の場合は、ガソリン代等の実費又は、走行距離に応じたガソリン代相当の実費とする。
委託料	当該事業に必要な委託料	
会場費	当該事業に必要な会場借り上げ料及び会場備品代	
諸経費	当該事業に必要な直接経費 (例) ①テキスト等の印刷製本費 ②パンフレット、資料作成費 ③調査・分析外注費 ④報告書作成費 ⑤発送料 など	○テキスト、パンフレット等を申請団体で作成される場合の紙代やコピー代や用途が特定される事務用品は、「資料作成費」として助成対象とします。

- ・ 事業計画書、事業予算書で審査をいたします。
事業実績報告書に必要な収支精算書には、領収書等証拠書類のコピーが必要となります。
- ・ 対象事業に関する注意
講演会・大会等イベント性の高い事業については、日常の活動との関連性が必要となります。

◆選考

①選考方法

書類審査を実施後、県民会議内に設置する「活動助成委員会」で選考します。

②選考スケジュール

活動助成委員会 令和6年7月上旬

選考結果の通知 令和6年7月下旬(予定) 全応募者に結果を通知します。

③選考のポイント

- 活動団体が、自主的、継続的及び民主的に環境保全活動を行えることへの期待度
- 事業の社会的なニーズ及び先駆性・緊急性並びに波及効果の期待度
- 事業内容の計画性・実現性は十分か
- 事業の遂行体制及び資金計画は明確で適切か

◆助成金の支給

助成金は、精算払いとします。

◆助成金の使途

- ①助成金は、助成対象経費以外に使用できません。
- ②助成対象事業の内容が変更となる場合は、必ず事前に事務局と協議してください。

③助成対象事業の目的は、変更ができません。

また、事業全体に関わるような大幅な内容変更についても基本的にはできません。

④助成対象事業が中止になった場合、または変更の承認を受けずに事業を実施した場合、助成額が減額されることがあります。

◆実績報告書

以下の書類を、事業終了後30日以内又は令和6年度の末日のいずれか早い日までに、事務局まで提出していただきます。

- ・事業実績報告書(印刷物、写真等の成果物をできるだけ添付していただきます)
- ・事業収支精算書

報告書の内容は、当県民会議が発行する機関誌やホームページに掲載させて戴く場合があります。

◆その他

①応募数は、原則として、1団体につき1応募です。

②申込書等の様式については、ホームページに掲載してあります。

ホームページアドレス <http://www.eco-partner.net/>

③申込み等は持参、郵送、または電子メールでの受付となります。

応募先、問い合わせ先

公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議 事務局 (担当: 宮谷)

住所: 〒920-8203 金沢市鞍月2丁目1番地(いしかわエコハウス内)

TEL : 076-266-0881 FAX : 076-266-0882

E-mail: miyatani@eco-partner.net

(別紙)

環境保全に関する活動

環境保全に関する活動として、以下の例示活動などがあります。

1. 地球環境(地球温暖化、オゾン層の破壊、海洋汚染、野生生物種の減少その他地球の全体又は広範囲な環境)の汚染防止に関する活動
2. 公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭)及び化学物質汚染の防止に関する活動
3. ゴミの減量化、リサイクル等循環型社会形成の推進に関する活動
4. 自然環境の保全に関する活動
5. 森林の保全等緑化に関するもの
※ 町内会等で行う地域の清掃活動、花壇や路側帯での花植、農業管理上必要な用水路の清掃が目的の活動等は、対象外となります。

○実践活動例

温暖化効果ガスの排出削減活動、河川・湖沼等の水域の浄化・清掃活動、生活からのゴミ減量・省エネ活動、希少生物の保全活動、森づくり(植樹、緑地の保全・復元)、自然環境の保全・回復等

○普及・啓発活動例

広く市民・県民も対象とした印刷物等の発行、イベント、講演会・学習会、自然観察会等の開催、ビオトープ等フィールドモデルの作成等

○調査・研究活動例

成果の公開を前提とした地域の水質・大気・酸性雨等の調査、自然環境等の調査、野生生物や生態系に係る調査・研究、エコライフ生活に係る調査等